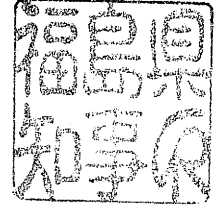




23 環 保 第 1 2 0 5 号  
平成 2 3 年 9 月 2 6 日

福島県環境審議会議長 様

福島県知事



水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準の見直しについて（諮問）  
このことについて、水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準の見直しについて

2 諮問の理由

本県では、亜鉛含有量に係る排水基準については、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和 5 0 年福島県条例第 1 8 号。以下「上乗せ条例」という。）により、水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（2 mg/L）又は暫定排水基準（5 mg/L）より厳しい排水基準（以下「上乗せ排水基準」という。）又は暫定排水基準（以下「上乗せ暫定排水基準」という。）を定めている。その際、この上乗せ排水基準に直ちに対応することが困難な業種については、一律排水基準の適用に関する国（環境省）の考え方に沿って上乗せ暫定排水基準を設定しており、平成 2 3 年 1 2 月 1 0 日まで適用することとしている。

今般、上乗せ暫定排水基準が適用期限を迎えることから、現在、環境省が定めようとしている暫定措置との整合を図るため、この基準を見直し、上乗せ条例の一部を改正することとしたい。

3 見直しの内容

(1) 上乗せ暫定排水基準の適用の対象からの除外

一律排水基準の適用へ移行する業種については、上乗せ暫定排水基準の適用の対象から除くものとする。

(2) 上乗せ暫定排水基準の適用期限の延長

上乗せ暫定排水基準の適用を 5 年間延長し、平成 2 8 年 1 2 月 1 0 日までとする。